

第 1 1 回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 0 年 2 月 1 9 日 (火) 新発田市役所 3 階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 次回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 鳴海 惇 (税理士) (出席) 委員 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 北平 健司 (公募委員) (出席) 委員 二ノ宮 貴子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成 1 9 年 9 月 1 日 ~ 平成 1 9 年 1 2 月 3 1 日	
抽出案件	9 件 (対象工事総件数 9 2 件)	
制限付 一般競争入札	5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・下補第 1 号 新発田東部 2 号汚水幹線 (9 4 7 他 4) 管渠工事 ・下補第 4 号 新発田東部 2 号汚水幹線 (1 0 3 4 他 3) 管渠工事 ・特加補第 2 号 加治川処理区 (2 1 2 4 - 1 他 7) 管渠工事 ・下補第 5 号 新発田東部処理分区 (8 8 0 他 1 8) 管渠工事 ・下補第 7 号 新発田東部処理分区 (1 0 1 2 他 8) 管渠工事
公募型 指名競争入札	0 件	
通常 指名競争入札	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・都生受第 3 号 新発田中央公園ラグビー・サッカー場整備工事 ・特加補第 3 号 加治川処理区 (2 1 1 0) 管渠工事

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・特紫補第4号 紫雲寺本町処理分区(10-2)管渠工事 ・下補第8号 新発田東部処理分区(42-S1他3)管渠工事
委員からの意見・質問、それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容		特になし	
その他		傍聴者 5名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(積算の内訳について)</p> <p>・積算の内訳について、材料費と労務費に分けて比較できるか。</p> <p>・使用するソフトにより積算する率が変わるのか。</p> <p>・将来的には、例えば労務費の割合をどれくらいにしているか等が分かるように積算内訳を提出させる方向なのか。</p>	<p>・現在の積算システムは、数量を入力することにより金額が算出されるシステムになっており、材料費、労務費などに単価を構成する内訳としての区分がされていない。したがって、材料費、労務費に分けた比較が不可能となっている。</p> <p>・国土交通省や県から歩掛り表が公表されている。その歩掛り表を参考にして積算ソフトが組まれており、そこへ材料費等を入力すると自動的に価格が出るようになっている。入札で求めている積算上においては、材料費、労務費といった区分に分けて出すところまでは求めている。</p> <p>・そこは、その企業独特の部分であるので、低入札等があった場合にはそこまで求めるが、通常はそこまで求めない。市の設計に対してそれぞれの業者がどのように見積もったのか見るために内訳書を提出してもらっている。</p> <p>内訳書を提出させている目的に、談合防止がある。それぞれ提出した入札書の価格の内訳が分かるように提出させている。入札価格にはそれぞれ差があるが、それは会社独自の</p>

<p>・ 諸経費の中身はどういうものか。</p> <p>(個別の抽出案件について)</p> <p>・ 制限付一般競争入札 1 件と指名競争入札 1 件で再入札を行っているが、再入札で皆いっせいに金額を下げているのはなぜか。</p> <p>・ 辞退者があったのはなぜか。</p> <p>・ 抽出案件ではないが、落札率 1 0 0 % のものがあるが、これは偶然一致したということか。</p> <p>・ 低入札価格調査のあった案件については、どんな調査をしたのか。</p>	<p>事情で積算したものであり、主に諸経費で差が出てくることが多い。</p> <p>・ 一般的には、工事費の金額ごとに諸経費率を掛けて算出する。その諸経費率も公表されているが、会社の事情により変わってくる。</p> <p>(抽出案件の概要について説明)</p> <p>・ 初回入札で予定価格に達しなかったため再入札をおこなったものであり、再入札を行う際は、初回入札での最低価格を読み上げるため、皆それよりも金額を下げている。</p> <p>なお、予定価格に達しない場合は再入札を行う旨、公告や指名通知に掲載している。</p> <p>・ 詳しくは聞いていないが、技術者の配置が困難になったためときいている。</p> <p>また、初回入札の後、再入札で辞退しているものについては、初回入札で予定価格に達しないため再入札を行なったが、その際当該参加者がそれより低い価格は無理と判断し辞退したものと考えられる。</p> <p>・ 予定価格の事前公表は 5 月からしていない。結果的に、一致したということである。</p> <p>標準とするものが公表されているので、市の積算単価は推測できるのではないかと思われる。あとは市がどう予定価格に取り入れるかであり、結果的にこの案件は 1 0 0 % となった。</p> <p>・ 品質確保のために低入札価格調査制度を導入している。調査基準価格未満の場合は、落札を保留し、価格の設定根拠やその価格で品質が確保されるか等調査を行うものである。</p> <p>調査内容については、当該価格で入札した</p>
--	--

<p>・ これまでもあったのか。</p> <p>・ 制限付一般競争入札の制限をとることは考えていないか。</p> <p>・ 落札率について、新潟市は80%台、周辺の市は90%台と新聞情報等で見ている。新潟市に本社があり新発田市に営業所のある業者が参加したものについては、落札率に変化があってもよいと思うが。</p> <p>・ 随意契約をすることの判断はどこですか。</p> <p>・ 請負者別の資料を見ると、上位の業者が前</p>	<p>理由、工事費内訳、手持工事の状況、対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関連、手持資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係、手持機械の状況、労務者の具体的供給見通し、過去に施工した公共工事と発注者、建設副産物の搬出地等について、ヒアリングも含め調査を行い、新発田市建設工事等競争入札調査委員会で審議し施工可能と判断したもの。</p> <p>・ 数件あった。</p> <p>・ 制限をとると、どんな業者が参加してくるかわからない。きちんと施工できる業者に参加してもらいたいということで制限を付けている。また、県もいっているとおり、地域に根ざした業者というのは災害時等を考えると大事な部分でもあり、競争性を確保できるということが大前提となるが、これをふまえて制限をつけている。</p> <p>地域要件については、競争性の確保のため来年度は市内に営業所を有する業者の参加可能な下限額を3,500万円まで拡大する予定にしている。</p> <p>・ 調査したところ、落札率の算定に際し分母となる予定価格について、予定価格＝設計額としているところがあり、そこが低く見えている。</p> <p>・ 工事担当課で判断し、契約検査課でそれをチェックする。最終的には金額により決裁権者が決定する。</p> <p>・ 上位の業者は、施工能力が高く規模の大き</p>
---	---

<p>回とほぼ同じであるが、これについてどう考えているか。</p> <p>・ A ランクの業者はどれくらいいるのか。</p> <p>(2) 次回委員会開催に伴う抽出委員について</p> <p>・ 次回の事案抽出を山田委員に委任。</p> <p>(3) その他</p> <p>・ (質問・意見等なし)</p> <p>4 閉会</p>	<p>い業者となっている。これについては、規模の大きい工事は、技術者の専任や特定建設業の許可、過去の実績、ランク等の参加要件を設定しているためと考えられる。</p> <p>・ 土木の場合、市内業者は 15 者程、準市内業者では 20 者程である。</p> <p>(報告事項)</p> <p>・ 総合評価落札方式について</p> <p>庁内での検討を踏まえ、簡易提案型として今年度中に 3 件の試行を予定しており、このうち既に 2 件を公告している。</p> <p>・ 電子入札について</p> <p>新潟県の電子入札システムを共同利用することとして、システムの準備ができたところである。業者向け説明会を行ったうえで今年度中に試行をしたいと考えている。</p>
---	---